

経 済 産 業 省

平成 21・09・01 商局第 2 号

平成 2 1 年 9 月 1 日

別記団体の長（各通）

経済産業省大臣官房商務流通審議官 瀬戸 比呂志

消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の
要請について

今般、消費者庁及び消費者委員会設置関連三法の施行に伴い、平成 2 1 年 9 月 1 日に消費者庁が設立され、併せて、改正消費生活用製品安全法が施行されました。

これまで、消費生活用製品安全法（昭和 4 8 年法律第 3 1 号、以下「消安法」という。）に基づき、平成 1 9 年 5 月 1 4 日から施行されている重大製品事故情報報告・公表制度、及び、これを補完して、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）が消費生活用製品に関する重大製品事故に当たらない事故（以下「非重大製品事故」という。）も含めた事故情報等の効果的な収集を行い、製品事故の再発防止に努めてきております。この度の消費者庁設立等に伴い、上記の事故情報収集制度等を以下のとおり見直しをすることとし、さらには、各業界における体制整備を通じて製品事故の再発防止に努めていきたいと考えております。

なお、平成 1 9 年 4 月 9 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成 1 9・0 4・0 9 商局第 1 号）及び平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（事業者に対する再周知）」（平成 2 0・0 9・1 7 商局第 1 号）は廃止します。

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれており、当省は、重大製品事故情報と併せて、非重大事故情報を事故の再発防止のための重要な検討材料としてきています。今般、消費者庁が設立され、重大事故の報告については、経済産業省ではなく、消費者庁に直接報告いただくことになりました。一方、報告された重大事故の安全性に関する調査は消費者庁からの通知を受けて、引き続き経済

産業省がN I T Eを活用しつつ、消費者庁と共同して行います。また、非重大事故についても、消費者庁と経済産業省の情報共有と消費者事故情報の一元化の観点を踏まえ、消費者庁からの要請（参考1）により、引き続き、事業者からはN I T Eに報告をいただき、N I T Eが事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に通知することになります（参考2「事故情報の報告先一覧」参照）。

経済産業省といたしましては、こうした趣旨を理解いただき、関係各位の広範な協力及び対応をお願いしたく、消費生活用製品等の製造・輸入事業者団体及び販売事業者団体等に対して連絡し、下記のとおり要請します。各団体におかれては、会員各位に対し、それぞれ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．消費生活用製品等による事故等に関する情報提供について

（1）消安法に基づく重大製品事故の報告について

消安法第35条に基づく製造事業者又は輸入事業者の報告においては、同法の規定に基づく重大事故報告に関する内閣府令第3条に規定する様式第一の報告書を提出するほか、別添1の参考資料も併せて消費者庁消費者安全課へ提出してください（消費者庁消費者安全課の提出先は、別添2を参照）。

（2）非重大製品事故の事故報告について（「nite 事故情報収集制度」について）

非重大事故情報については、N I T Eの事故情報収集制度により収集していますので、以下にのっとり、提出いただくようお願いします。

報告の対象となる情報

以下のイ、ロ、ハのいずれかに当たるもの。

- イ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの（非重大製品事故）
- ロ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故であって、報告義務が課せられている製造・輸入事業者以外の者からの報告
- ハ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

（参考）報告の対象となる非重大事故の目安

報告の対象となる非重大事故に該当する事象となる判断基準の目安は以下のとおりです。

- イ 重大製品事故が発生するおそれがあるもの

ロ 消費者がけがをしたとの情報があるもの

例えば、火災に至らないものの製品内部で焼損・発煙・発火・異常発熱したものと消費者がやけどをした事象は上記に必ず該当するものとみなします。製品破損については、上記に全てが該当するものではありませんが、単に外観や安全と無関係の性能に関するものを除き、前広に提出してください。

また、消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合であっても、製品起因の可能性もあることから前広に提出してください。

なお、上記に全く該当しない性能に関する苦情や別の不可抗力による事故（例：ボールがぶつかった窓ガラスの破片でけがをした）は、対象外です。

報告方法及び報告先

事業者等。

製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体等は、N I T E が定める様式に基づき、最寄りのN I T E 本部又は支所へ速やか(目安としては事故の発生を知った日から10日以内)に報告していただくようお願いいたします(N I T E が定める様式は添付資料を参照。また、N I T E 本部及び支所一覧は別添2を参照。以下同様。)

また、事故情報収集にあたっては迅速・確実な情報収集が求められており、この観点から、消費者からの製品事故情報を最初に受ける可能性の高い販売事業者やブランド事業者(注)の役割の重要性が高まっております。これまでも販売事業者を含め製品事故情報のN I T E への報告を要請してきたところですが、今般、特に上記の観点より販売・ブランド事業者に対しては、自ら積極的に又は製造事業者・輸入事業者等と連名でN I T E に対する報告を行うよう特にお願いたします。

(注) 製造・輸入は他の事業者が行っているが、ブランドや連絡先の表示等、対消費者との関係で責任を有していると考えられる製品(いわゆるプライベート製品やO E M製品)の販売事業者がこれに該当します。

公表について

N I T E では、収集した事故情報については、速報(最新事故情報)として通知を受けた事故内容のみ(ただし、既にリコール等されていて輸入又は製造事業者が自ら事業者名、型式等を公表している事故や経済産業省が事業者名、型式の公表をしている事故に限り事業者名、型式も付記します。)をHPに公表します。その後、N I T E で事故原因を調査し、N I T E 内で運営する外部有識者からなる委員会で審議した後、調査結果を公表します。この場合、事故原因が、製造不良等製品に起因する事故の場合は、輸入又は製造事業者名、製品の型式等も付記することとしています。

(3) 業務用電気用品の事故報告について

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第2条に規定する電気用品であって、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たらないもの(以下「業務用電気用品」といい、代表例としては別添3に列記したもの。)の使用に伴い生じた事故(消安法第2条第5項に規定する重大製品事故か否かを問わない。)が発生したことを知った場合には、当該業務用電気用品の製造事業者又は輸入事業者(販売事業者・ブランド事業者が自らの名称で販売している場合は当該事業者を含み、連名での報告も可)は、N I T Eが定める様式(添付資料)に基づき、最寄りのN I T E本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします。

(4) 調整器等の液化石油ガス器具等の事故報告について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等における調整器、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、及び液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するもの(以下「業務用LPガス器具」という。)については、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たりません。

このため、上記の業務用LPガス器具における事故報告(消安法第2条第5項に規定する重大製品事故か否かを問わない。)について、業務用LPガス器具の製造事業者又は輸入事業者(販売事業者・ブランド事業者が自らの名称で販売している場合は当該事業者を含み、連名での報告も可)は、N I T Eが定める様式(添付資料)に基づき、最寄りのN I T E本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします。

(5) 消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用LPガス器具のリコール等情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用LPガス器具で製品事故につながる可能性がある事象によりリコール等(注)を実施する場合には、別添4及び別添5に基づき経済産業省商務流通グループ製品安全課へ事前に報告していただくようお願いします。この報告については、消費者庁にもお知らせします。

場合によっては安全にかかわるリコール等と考えられるものであっても、当省に事前に報告されていない場合もあり、こうした場合には結果的に不十分な方法で行われたり、消費者に十分に正確な情報が伝わらないまま行われるおそれもあります。このため、リコール等を実施する場合には、経済産業省商務流通グループ製品安全課に前広にあらかじめ相談いただくようお願いします。

(注)ここで言うリコール等とは、製品欠陥に伴うリコールのみではなく、必ずしも製品の欠陥によらずとも、消費者の安全の確保の観点から事業者が前広に行うものを

含みます。また、製品回収のみに限らず、報道発表、社告、ホームページ等で交換、改修、引取り、当該製品の使用上の注意を呼びかける場合（不具合が発生した個別製品に対してのみ修理、交換等の対応を行うことを消費者に注意喚起する場合も含む）等の事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための事業者による様々な手段を含みます。

なお、リコール等の手段・方法については、「消費生活用製品のリコールハンドブック 2007」(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/contents/recall/handbook.pdf> でダウンロード可能。)を参照してください。また、消費生活用製品のリコール社告については J I S 規格（J I S S 0 1 0 4 平成 2 0 年 6 月 2 0 日 公 示 <http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPS00020.html> にて検索可能）が制定されておりますので、リコールの社告を行う場合は、これを参考にしてください。

2．業界における体制整備の要請について

消費者に係る事故等に関しては、社会からの関心の高まりがあり、消費者庁、消費者委員会の設置に伴い、事故を起こした事業者等に対する直接的な消費者委員会からの指摘に対するきめ細かな対応が必要であり、さらに、消費者の利益を確保するためには、大所高所から消費者問題に取り組むことが重要です。このためには、当該事業者等のみによる対応だけでは、消費者の利益の確保は難しく、また、その効果についても限りがあります。よって、経済産業省としては、自発的かつ、積極的に業界としての行動や対応をしていただく必要があると考えており、各業界団体において、消費者問題に以下のように対応する窓口となる委員会を設置するか、又は既存の委員会等の中から特定していただくようお願いします。

- ・製品事故の発生した製品について、安全基準制定・見直し等の対策
- ・リコールにおいて、関係事業者の連携による周知活動の取組 など

以上

経 済 産 業 省

平成 23・03・03 商局第 1 号

平成 2 3 年 3 月 4 日

別記団体の長（各通）

殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官

消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について

平成19年5月、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく重大製品事故情報の収集・公表制度を創設し、製造事業者等に対し、重大製品事故を知った場合は速やかに国（平成21年9月からは消費者庁）に報告することを義務付けているところです。報告された重大製品事故については、消費者庁により公表されるとともに、経済産業省の指示により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）が事故原因の調査を行う等により、同種事故の再発防止のための検討が行われます。

また、重大製品事故を未然に防止するため、同制度を補完するものとして、重大製品事故に当たらない、ヒヤリ・ハットを含む軽微な事故（以下「非重大製品事故」という。）についても、製造事業者等に対し、N I T E へ報告していただくよう協力を要請しています。報告された非重大製品事故については、重大製品事故と同様にN I T E において事故原因の調査を行い、製品安全の対策のための貴重な情報として活用されています。

これら製品事故情報の収集や原因調査等について、総務省「製品の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成23年2月1日）」において、一層取組の充実を図ること等が勧告されたことをも踏まえ、経済産業省といたしましては、関係各位に対して、下記のとおり要請します。

つきましては、関係各位のご協力及びご対応をお願いいたします。各団体におかれては、会員各位に対し、それぞれ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 消費生活用製品等の事故報告について

(1) 重大製品事故について

製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消安法第35条に基づき、消費者庁消費者安全課に迅速、かつ、的確に報告していただきますようお願いいたします（参考1及び参考2参照。消費者庁への報告は、次のWEBサイトを参照ください。http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html）。

(2) 非重大製品事故について

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれております。当省は、消費者庁に集まる重大製品事故情報と併せて、非重大製品事故情報を事故の未然防止のための重要な検討材料としています。

事業者におかれましては、別紙のとおり、非重大製品事故が発生したことを知った場合は、最寄りのNITE本部又は支所へ速やかに報告していただきますよう改めてお願いいたします（参考1及び参考2参照。NITEへの報告様式は次のWEBサイトを参照ください。<http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>）。

なお、業務用の電気用品や調整器等の液化石油ガス器具等の事故については、同様に、NITEへ速やかに報告していただくようお願いいたします。

2. NITEが行う製品事故に係る原因究明への協力要請

重大製品事故及び非重大製品事故については、経済産業省の指示等に基づきNITEが製品事故の原因調査を実施していますが、事故を起こした製品の製造事業者又は輸入事業者は、自らがその責務として原因に関する調査を行う必要があります。今般の勧告の内容にもあるとおり、事業者が原因究明を終了しても、それが直ちにNITE又は経済産業省に報告されていないことが総務省の調査によって指摘されています。

事業者におかれましては、自ら事故の原因究明を迅速に行い、その結果を速やかにNITEに対し報告いただくとともに、その他NITEが求める関連資料の提供等NITEの事故原因調査に積極的に協力いただくよう要請します。

3. 消費生活用製品等のリコール等情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用液化石油ガス器具で製品事故につながる可能性がある事象によりリコール等（注）を実施する場合には、重大製品事故でないものについても、経済産業省製品安全課に前広にあらかじめ連絡いただくようお願いいたします。この報告については、当省から消費者庁にもお知らせします（報告書等の様式は次のWEBサイトを参照ください。http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/09-2.html）。

（注）ここでいうリコール等とは、製品欠陥に伴うリコールのみではなく、必ずしも製品の欠陥によらずとも、消費者の安全の確保の観点から事業者が行うものを含みます。また、製品回収のみに限らず、報道発表、社告、ホームページ等で交換、改修、引取

り、当該製品の使用上の注意を呼びかける場合（不具合が発生した個別製品に対してのみ修理、交換等の対応を行うことを消費者に注意喚起する場合も含む。）等の事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための事業者による様々な手段を含みます。

なお、リコール等の手段・方法については、「消費生活用製品のリコールハンドブック2010」を参照してください。また、事故の未然防止の観点から製品の設計段階における取組については、「リスクアセスメントのハンドブック」を参照してください。それぞれ以下のWEBサイトでダウンロード可能です。

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2010.pdf

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

非重大製品事故の手続について

1. 報告の対象となる情報

(1) 以下の①、②、③のいずれかに当たるもの。

- ① 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故（注）に該当しないもの（非重大製品事故）
- ② 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故であって、報告義務が課せられている製造・輸入事業者以外の者からの報告
- ③ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

（注）重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」（消安法第2条第5項）と規定されています。

具体的には、死亡事故、重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災（消防が確認したもの）が該当しますが、詳しくは、消費者庁消費者安全課に御相談ください。

(2) 報告の対象となる非重大事故に該当する事象となる判断基準の目安は以下のとおりです。

- ・ 重大製品事故が発生するおそれがあるもの
- ・ 消費者がけがをしたとの情報があるもの

例えば、火災に至らないものの製品内部で焼損・発煙・発火・異常発熱したものや消費者がやけどをした事象は上記に必ず該当するものとみなします。製品破損については、上記に全てが該当するものではありませんが、単に外観や安全と無関係の性能に関するものを除き、提出してください。

また、消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合であっても、製品起因の可能性もあることから提出してください。

なお、上記に全く該当しない性能に関する苦情や別の不可抗力による事故（例：ボールがぶつかった窓ガラスの破片でけがをした）は、対象外です。

2. 報告方法及び報告先

製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体等は、N I T Eが定める様式に基づき、最寄りのN I T E本部又は支所へ速やか（目安としては事故の発生を知った日から10日以内）に報告していただくようお願いいたします。

また、事故情報収集に当たっては迅速・確実な情報収集が求められており、この観点

から、消費者からの製品事故情報を最初に受ける可能性の高い販売事業者やブランド事業者（注）の役割の重要性が高まっております。これまでも販売事業者を含め製品事故情報のN I T Eへの報告を要請してきたところですが、引き続き、特に上記の観点より販売・ブランド事業者に対しては、自ら積極的に又は製造事業者・輸入事業者等と連名でN I T Eに対する報告を行うよう特にお願いいたします。

（注）製造・輸入は他の事業者が行っているが、ブランドや連絡先の表示等、対消費者との関係で責任を有していると考えられる製品（いわゆるプライベート製品やOEM製品）の販売事業者がこれに該当します。

3. 公表について

N I T Eでは、収集した事故情報については、速報（最新事故情報）として通知を受けた事故内容のみ（ただし、既にリコール等されていて輸入又は製造事業者が自ら事業者名、型式等を公表している事故や経済産業省又は消費者庁が事業者名、型式の公表をしている事故に限り事業者名、型式も付記します。）をHPに公表します。その後、N I T Eで事故原因を調査し、N I T E内で運営する外部有識者からなる委員会で審議した後、調査結果を公表します。この場合、事故原因が、製造不良等製品に起因する事故の場合は、輸入又は製造事業者名、製品の型式等も付記することとしています。

事故情報の報告先一覧

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

	製造事業者又は 輸入事業者	販売事業者(*3)、リー ス事業者(*3)、設置工 事事業者(*3)、修理事 業者(*3)、関係団体 等	消費者、地方公共団体 (消費生活センター等 を含む。)
重大製品事故	消安法に基づく国への報 告義務 消費者庁 消費者安全課	NITE(*1)	消費者庁 消費者安全課 (*2)
非重大製品事故	NITE(*1)	NITE(*1)	消費者庁 消費者安全課 (*2)

(*1) 消費者事故情報の一元化の観点等を踏まえ、NITE が事業者等からの事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に連絡いたします。

(*2) 消費生活センター、消防、警察等の機関については、消費者庁に報告いただくこととなりますが、引き続き、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITE に対しても、併せて、情報提供いただくようお願いいたします。

(*3) 販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第34条第2項に基づき、重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入業者に通知するよう努めなければなりません。

2. 業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具

	製造事業者又は輸入事業者
重大製品事故	NITE
非重大製品事故	NITE

参考2

消費者庁消費者安全課

郵便番号	住 所	電話	FAX
100-6178	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 5階	03-3507-9201	03-3507-9290
E-mail による通知先		g.seihinanzen@caa.go.jp	

経済産業省製品安全課製品事故対策室

郵便番号	住 所	電話	FAX
100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1707	03-3501-6201
E-mail による通知先		seihin-anzen@meti.go.jp	

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所名	郵便番号	住 所	電話	FAX
事故情報専用フリーダイヤルファックス (大阪本部に設置)				0120-23-2529
E-mail による通知先			jiko@nite.go.jp	
本 部	大阪	540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館	06-6942-1114	06-6946-7280
	東京	151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934
北海道 支 所	060-0808	北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326
東北 支 所	983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18	022-256-6423	022-256-6434
北関東 支 所	376-0042	群馬県桐生市堤町 3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063
中部 支 所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-951-1931	052-951-3902
北 陸 支 所	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449
中 国 支 所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館	082-211-0411	082-221-5223
四 国 支 所	760-0023	香川県高松市町寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5F	087-851-3961	087-851-3963
九 州 支 所	815-0032	福岡県福岡市南区塩原 2-1-28	092-551-1315	092-551-1329

平成23・03・03商局第1号
「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」
新旧一覧

【旧】

【新】

1(2)非重大製品事故について

<http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>



<http://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/shushu/youshiki/index.html>

3. 消費生活用製品等のリコール等情報について

「消費生活用製品のリコールハンドブック2010」

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2010.pdf



「消費生活用製品のリコールハンドブック2016」

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2016.pdf

【参考2】

●消費者庁消費者安全課

100-6178東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階
電話03-3507-9201



100-8958東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館7階
電話03-3507-9204

●独立行政法人製品評価技術基盤機構

<本部>

540-0008大阪府大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎
第2号館別館
電話06-6942-1114 FAX 06-6946-7280



559-0034大阪府大阪市住之江区南港北1-22-16
電話06-6612-2068 FAX 06-6612-1617

<北関東支所>



<燃焼技術センター>

経済産業省

20190610 保局第 2 号

令和元年 6 月 20 日

別記団体の長（各通）
殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

消費生活用製品のリコールに関する情報提供の要請について

消費生活用製品のリコールについては、平成 21 年 9 月 1 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について（平成 21・09・01 商局第 2 号）」及び平成 23 年 3 月 4 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成 23・03・03 商局第 1 号）」において、事業者に対し、リコール実施前の経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課への連絡を求め、さらに、リコールの考え方や実施方法について、「消費生活用製品のリコールハンドブック」を作成・改訂し、事業者の適切なリコールの実施を促してきました。

今般、リコールに取り組む事業者が増えていく中で、消費者による対象製品の廃棄が進むため、市場残存台数を考慮しなければ、リコールの進捗を適正に把握することができないという問題や、対象製品の回収がほとんど進まなくなる状況において、頻繁に経済産業省に進捗報告することが負担になっている等の課題も確認されております。このようなリコール実施における課題を踏まえ、リコールハンドブックの改訂とともに、リコールに係る実務の見直しをしましたので、関係各位に下記のとおり、協力をお願いいたします。各団体におかれては、会員各位に対し、それぞれ周知いただきますように、よろしくお願いいたします。

※リコールの定義は、平成 23 年 3 月 4 日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成 23・03・03 商局第 1 号）」と同様に、法 32 条、38 条及び 39 条に基づき、消費生活用製品による製品事故の発生及び拡大を防止することを目的に、製品の回収、点検、改修等の対応をとることをいう。

記

1. 平成23年3月4日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23・03・03商局第1号）」の一部改正について

平成23年3月4日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23・03・03商局第1号）」3.における「消費生活用製品のリコールハンドブック2010」という記載を「消費生活用製品のリコールハンドブック」と改めます。

2. 「製品リコール開始の報告」の事前提出について

平成21年9月1日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について（平成21・09・01商局第2号）」及び平成23年3月4日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23・03・03商局第1号）」において、実施を求めてきたとおり、製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品で製品事故につながる可能性がある事象によりリコールを実施する場合には、引き続き「製品リコール開始の報告」を経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課へ事前に提出していただくようお願いします。

なお、この報告については、消費者庁にもお知らせします。

3. 「製品リコール実施状況の進捗報告」の定期提出について

消費生活用製品のリコールを開始した事業者においては、リコール開始後1年目は3か月毎、2年目以降は6か月毎に「製品リコール実施状況の進捗報告」を経済産業省産業保安グループ製品安全課へ報告して頂くようお願いします。

「消費生活用製品のリコールハンドブック」に示す進捗報告終了の基準を満たしている場合は、「製品リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書」を経済産業省産業保安グループ製品安全課に提出し、確認を受けることで、製品リコール実施状況の進捗報告の提出を終了することができるものとします。

進捗報告終了がリコールの終了を意味するものではなく、リコール受付窓口やリコール実施のホームページでの掲載は最低限維持するものとし、重大製品事故が再発した場合は、進捗報告の提出を再開してください。

(注) 「製品リコール開始の報告」、「製品リコール実施状況の進捗報告」、「製品リコール進捗報告終了のための自己評価報告書」の様式については「消費生活用製品のリコールハンドブック」参照。